

平成29年1月31日

## ガス事業法第37条の7第1項において準用する 同法第10条第2項の規定による 法人の合併の認可について

中部経済産業局及び中部近畿産業保安監督部から、ENEOSグローブエナジー株式会社（法人番号 4010001108754）、メイネックス株式会社（法人番号 2500001004113）及び九州物産株式会社（法人番号 1310001009603）によるガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第10条第2項の規定による法人の合併の認可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、審査基準Ⅰ. 第1 1.（17）で準用する審査基準Ⅰ. 第1 1.（6）で準用する審査基準Ⅰ. 第1 1.（11）⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること」に適合していると認められましたので、別紙の通り中部経済産業局長及び中部近畿産業保安監督部長に意見を回答いたしました。

別紙

官 印 省 略  
20170126北陸第1号  
平成29年1月31日

中部経済産業局長 殿

中部近畿産業保安監督部長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第10条第2項の規定による法人の合併の認可について（回答）

平成28年1月25日付け20170118北陸第1号及び20170118中近産保第1号により貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第10条第2項の規定による法人の合併の認可の申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該法人の合併の認可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）I. 第11.（17）で準用する審査基準I. 第11.（6）で準用する審査基準I. 第11.（11）⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること」に適合していると認められました。